堺市屋外広告物審議会　資料

平成24年3月

1.「背景」と「検討の方向性」
1-1.背景
1-2.検討の方向性

2. 屋外広告物の現状
2-1.屋外広告物とは
①屋外広告物の定義
②屋外広告物の特徴
2-2.堺市における屋外広告物の現状
①屋外広告物に関する法体系
②屋外広告物の掲出に関するルール
③禁止物件
④禁止区域
⑤屋外広告物の許可基準

3. 現状における課題整理
3-1.沿道禁止区域（指定道路に接続する禁止区域）に関する課題整理
3-2.堺市景観計画との整合
3-3.その他の課題整理
3-4.現状の課題整理（まとめ）

１．「背景」と「検討の方向性」

■堺市における屋外広告物の見直しに係る経緯及び背景

平成8年　4月　堺市屋外広告物条例　施行

○景観に対する社会的関心の高まり
○社会環境の変化

平成15年　7月11日　美しい国づくり政策大綱　公表
平成15年　7月31日　観光立国行動計画　公表
平成16年　6月18日　景観法　公布
平成17年　6月　1日　景観法　全面施行

平成23年12月　1日　堺市景観計画・堺市景観条例　施行

平成14年　3月　許可基準の一部追加（壁面広告、地上広告物の高さ基準等）
平成18年　6月　屋外広告業登録制度の導入（届出⇒登録）
平成23年　4月　電柱広告に関する基準の改正

●屋外広告物条例の施行後15年以上が経過し、現在の社会環境や新たに施行された堺市景観計画なども踏まえた“見直しの必要性”が生じている

■屋外広告物の見直しに係る検討の方向性

○現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し

①指定道路に接続する禁止区域（以下、沿道禁止区域と呼ぶ）に関する見直し

②許可基準に関する整理・見直し

○地域特性に応じた“屋外広告物の在り方”の検討

①“重点的に景観形成を図る地域”の屋外広告物の在り方

・百舌鳥古墳群周辺地域

・堺環濠都市地域

②商業地域などの土地利用状況を踏まえた屋外広告物の在り方